

第4次 砺波市地域福祉計画(案) 概要版

<令和8年度～令和12年度>

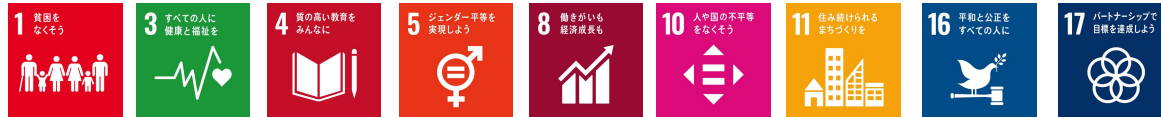
基本理念 「互いに助けあい励ましあう あたたかいまちづくり (地域共生社会の実現に向けて)」



★計画を推進するための体系図

本計画では、3つの基本目標の方向性を示し、12の基本施策を展開します。また、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現にむけ、SDGsとの関連で、9つのゴール(目標)を設定しました。

次の施策体系図に基づいて地域福祉を計画的かつ効果的に推進していきます。



<基本目標1> 住民主体の地域づくり

《方向性》

1 組織の充実と地域福祉に対する意識の醸成



《施策》

- (1) 社会福祉協議会の充実と地区福祉推進協議会の活動支援 **【重点取組1】**
- (2) 地域福祉の広報・啓発と福祉教育の推進 **【重点取組2】**

2 活動の中心となる担い手の確保と育成



- (3) 民生委員児童委員活動の支援と福祉サポーターの育成
- (4) 福祉活動の担い手の確保と育成

<基本目標2> みんなで支える地域づくり

《方向性》

1 ボランティア活動の推進



《施策》

- (5) ボランティア活動の推進
- (6) 地域での交流の機会・場の充実と世代間交流の促進
- (7) 地域における見守り・支えあい体制と外出支援の拡充 **【重点取組3】**

2 地域における絆の強化



<基本目標3> 安心して暮らせる地域づくり

《方向性》

1 相談支援体制の充実(重層的支援体制の確立)



《施策》

- (8) 生活困窮者、ひとり親家庭、障がい者など支援が必要な方への相談及び就労支援の推進 **【重点取組4】**
- (9) 地域と連携した防犯・防災体制の充実 **【重点取組5】**
- (10) 暮らしやすい生活環境の整備と既存施設の有効活用
- (11) 権利擁護の推進と虐待・差別防止体制の充実
- (12) 地域包括ケアシステムの推進

2 防犯、防災、緊急時体制の整備



3 安心して暮らせる基盤づくり



★重点取組

1 社会福祉協議会の充実と地区福祉推進協議会の活動支援

社会福祉協議会及び地区福祉推進協議会の活動と役割について、地域住民の理解と協力を求め、地域住民により適切な情報提供を行い、住民主体の地域づくりを推進し、活動支援に努めます。

地区福祉懇談会に参加し、社会福祉協議会や地区福祉推進協議会の連携と組織強化を図ります。

2 地域福祉の広報・啓発と福祉教育の推進

世代に応じた広報媒体を活用し、わかりやすい地域福祉活動の啓発に努めます。高齢者や障がいのある人の疑似体験や、各種イベントを通じ、家庭・学校・地域・企業等における福祉教育の推進に努めます。

3 地域における見守り・支えあい体制と外出支援の拡充

日頃からの地域等での見守り活動、また同じ悩みを抱えた人同士が集う自主的な活動、地域と連携するNPOや企業等の取組を支援します。

高齢者等の外出支援を図るため、閉じこもり予防や生きがい活動等の移動支援等を検証し、必要に応じて見直しを行います。

地域包括支援センターやこども家庭センターなど関係機関の周知に努め、包括的な支援体制の充実を図ります。

4 生活困窮者、ひとり親家庭、障がい者など支援が必要な方への相談及び就労支援の推進

様々な問題を複合的に抱えた人に、必要な支援を包括的、継続的に対応するワンストップ型相談窓口「ほっとなみ相談支援センター」の周知と利用促進を図ります。併せて、ひきこもりや自分から相談に行けない、声の出せない人について、関係機関と連携します。

社会福祉協議会と連携し、総合相談(法律、行政、人権、一般相談)事業を実施し、市民の心配ごとや福祉問題に対する重層的な相談体制の充実を図ります。

5 地域と連携した防犯・防災体制の充実

地域住民相互の支えあいや助けあいの推進と、避難行動要支援者の支援体制、地域防災力の充実に努めます。

福祉施設などと連携を図り、災害時における福祉避難所の確保に努め、支援が必要な方が安心して避難できる体制の充実を図ります。

成年後見制度の利用促進「成年後見制度利用促進基本計画」

認知症や知的障がいなどにより、判断能力が十分でない状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく生活を送ることができるよう取組を進めます。

再犯防止等の推進「再犯防止推進計画」

地域の見守りにより、支援者の早期発見と、関係機関・団体との協働による包括的支援を基本に再犯防止に努めます。